

令和6年度 岩倉市立南部中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。学校は、保護者、地域、関係機関と連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいきます。

いじめとは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策の重層的支援構造	
困難課題対応的生徒指導 （いじめ解消と事後支援の取組）	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ発見や通報を受けたら、生徒指導部会を中心に組織的に対応します。 ○ 必要に応じて問題対策チームを立ち上げ、問題の解決を図ります。 ○ スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談センター等の関係諸機関との連携のもとで取組を進めます。 ○ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを進めます。 ○ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して取り組みます。
早期発見対応 （早期発見・即時対応の取組）	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケートや教育相談を実施し、小さなサインを見逃さないように努めます。 ○ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。 ○ 定期的・随時に開催する主任会・生徒指導部会において、生徒の様子や変化を報告し合い、生徒理解に努めます。 ○ 子どもと親の相談員やスクールカウンセラーと連携し、問題の早期発見に努めます。 ○ 適応指導教室や児童相談センター、スクールソーシャルワーカーなどの、外部の相談機関と連携し、悩みや心配事を相談しやすい環境を整えます。
未然防止教育 （いじめをしない態度・能力を育成する取組）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校いじめ防止基本方針・岩倉市子ども権合言葉・岩倉市子ども条例などへの理解を深めます。 ○ 保護者や地域の方への啓発に努め、連携していじめ防止に取り組めます。 ○ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットいじめの加害者や被害者とならないよう継続的に指導します。
発達支持的生徒指導 （人権意識を高める取組）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒相互のかかわりを大切にし、多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権を尊重する生徒の育成を目指します。 ○ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくり・学級づくりに努めます。 ○ 学校の教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、豊かな心の醸成に努めます。

<いじめ不登校対策委員会の設置>

- いじめ・不登校対策委員会を設置し、いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応します
- 全教職員、子どもと親の相談員、スクールカウンセラーによって構成します。
- 原則として各学期に1回開催するとともに、問題発生時には必要に応じて招集します。

<重大事態への対応>

- 重大事態とは、いじめによって生徒が以下のような被害を被ったときをいいます。
 - ・ いじめにより生徒の生命、心身また財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告して対応します。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ・不登校対策委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応し、結果を被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供します。

<学校の取組に対する検証・見直し>

- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組を検証するとともに、必要に応じて見直しを図ります。